

# 新型コロナウイルスの影響下における居宅介護支援費の取扱い

	<p><b>通常時</b> (留意事項通知の規定どおり)</p>	<p><b>新型コロナウイルスの影響下 における弾力的な対応</b></p>	<p><b>新型コロナウイルスの影響下 における取扱いとして厚生労働省 から発出された事務連絡</b></p>
<p>サービス利用実績がない場合の居宅介護支援費の取扱い</p>	<p>サービス利用票の作成が行われなかった月及びサービス利用票を作成した月においても利用実績のない月については、給付管理票を作成できないため、居宅介護支援費は請求できない。 ※老企第36号第三-5項</p>	<p><b>サービスの利用実績がなくても 請求OK</b></p> <p>※介護予防支援も同様の取扱いでOK</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第11報) (事務連絡(令和2年5月25日)) 【介護保険最新情報Vol.836】</p>

## 【上記に係る事務連絡の抜粋】

問5 今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、居宅介護支援事業所において、当初ケアプランで予定されていたサービス利用がなくなった等の場合は、居宅介護支援費の請求は可能か。

(答) 事業所において、モニタリング等の必要なケアマネジメント業務を行い、給付管理票の作成など、請求にあたって必要な書類の整備を行っていけば、新型コロナウイルス感染症の影響により、実際にサービス提供が行われなかった場合であっても請求は可能である。なお、具体的な請求にあたって、データの作成等において、個別の請求ソフト等による支障がある場合については、個別に各請求ソフト作成者に相談いただきたい。また、今般の取扱いは新型コロナウイルス感染症の影響による場合に限った取扱いであることから、新型コロナウイルス感染症により、サービスの利用実績が存在しないが、居宅介護支援費を算定した旨を適切に説明できるよう、個々のケアプラン等において記録を残しつつ、居宅介護支援事業所において、それらの書類等を管理しておくことが必要である。

## 【基本は通常時の考え方にあります】

- ・通知や事務連絡等は、どのサービスであっても基本的に発出日からの適用となります。  
(今回の請求については5月サービス提供分から適用されます)
- ・やむを得ない場合は、紙媒体での請求も可能です。

これまでに示された運営基準等の柔軟な対応に関する事務連絡をまとめたページが厚労省HPIに掲載されています。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000045312/matome.html>

コロナ禍の特例ですが、風穴が開きました！  
居宅介護支援事業所部会委員をはじめとする皆様のご協力をいただきながら、  
コロナ禍の給付管理件数と実績なしの件数を提示しつつ、交渉を続けた結果です。  
会長・柴口より

